



【事項】
記載された給付金振り込み口座番号に誤りが
ないか
確認欄に氏名・記入日・連絡
先を記入してください。



※口座番号が記載されていない場合、または振り込み口座を変更する場合は、振り込み先口座を記入し、必要書類を同封してください。



確認書や申請書が届いていない方は、**豊島区電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金窓口** ☎4566 - 4192 (よいきゅうふ) まで問い合わせてください。

【書類】
申請・請求者の本人確認書類のコピー
本人確認書類：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど
振り込み口座を確認できる書類のコピー

■令和5年1月1日時点の住所地の市区町村が発行する『令和5年度住民税課税(非課税)証明書』のコピー(令和5年1月2日以降に豊島区に転入した方全員分)

場合があります。あらかじめご了承ください。

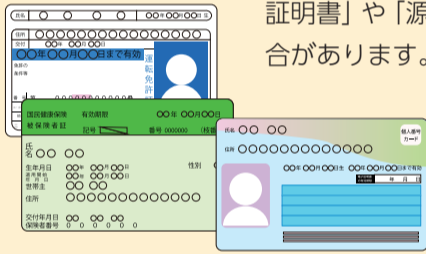
原則、口座振込による支給です。
ただし、金融機関で口座が作れないなどの理由により、どうしても口座による受け取りができない場合は現金で受け取ることもできます。
(予約制)

【申請方法】

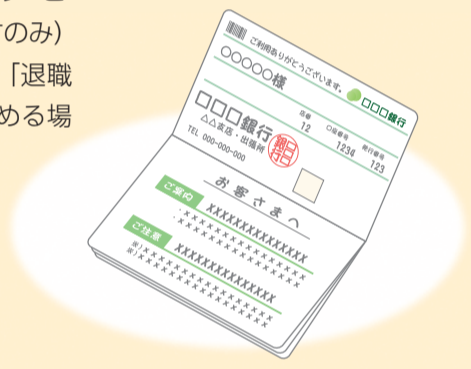
- 1 申請書は区ホームページからダウンロードするか豊島区電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金窓口(☎4566 - 4192)に問い合わせてください。
- 2 必要事項を記入して、添付書類とともに豊島区へ**郵送**または**直接提出**してください。
- 3 指定の口座に振り込まれます。

【添付書類】

- 申請・請求者の本人確認書類のコピー
本人確認書類：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど
- 世帯の状況を確認できる書類(住民票の写しなど)のコピー



- 受取口座を確認できる書類のコピー
- 簡易な収入(所得)見込額の申立書
- 「令和5年中の収入の見込み額」または「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類のコピー
- 銀行口座の入出金明細
- 『令和5年度住民税課税(非課税)証明書』のコピー(令和5年1月2日以降に転入された方のみ)
※収入状況を確認するための書類として、「退職証明書」や「源泉徴収票」などの提出を求められる場合があります。



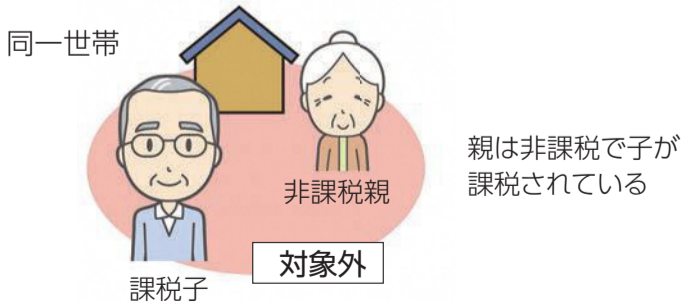
Q & A



Q 申請はいつまでできますか
A 令和5年10月31日(必着)までに申請してください。

Q 世帯分離をした場合はどうなりますか
A 基準日(令和5年6月1日)時点(家計急変の場合は申請日時点)の世帯で判定します。基準日の翌日以後に世帯分離をしても別世帯とはみなしません。また、一度給付を受けた世帯に属する方を含む世帯は原則として支給の対象外です。

Q 支給の対象だと思いますが、確認書が届きません
A 同居している家族(同一世帯)の中に、住民税が課税される収入がある方がいる場合等は支給対象外です。対象かどうか不明な場合は問い合わせてください。



Q 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金と電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金は対象であれば2つとも給付されますか

A それぞれ支給要件を満たしていれば2つとも給付されます。なお、振り込みや手続き、問い合わせ先は異なります。
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関すること … ☎4566 - 2482
電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金に関すること … ☎4566 - 4192

Q 令和5年6月1日時点では非課税世帯ではなかったのですが、6月2日以降に申告内容を修正したため世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税となりました。給付は受けられますか

A 修正申告などにより世帯全員分の令和5年度分の住民税均等割が非課税となった場合は支給の対象となります。**確認書は送付されませんので、申請期限である令和5年10月31日までに本人からの申請が必要です。**詳細は問い合わせてください。

Q 非課税世帯で令和5年6月2日以降に豊島区に転入したのですが、基準日が豊島区と異なっていたため、転入前の自治体からは給付を受けることができませんでした。豊島区から給付を受けられますか

A 基準日や支援メニューの違いにより、転入前(または転出後)の自治体から給付を受けることができなかった方は、豊島区から給付できる可能性があります。詳細は問い合わせてください。